

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 4 号

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程（昭和62年秋田市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 電気工作物の保安を確保するため、自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）（20220530 保局第 1 号）および情報セキュリティポリシー（平成20年 4 月 1 日市長決裁）に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。

第 4 条第 1 項第 3 号を削る。

第 4 条第 1 項第 4 号中「指揮命令」を「指揮命令系統」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 4 条第 2 項中「配置は、別表第 2 のとおりとする」を「職務は、次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電気設備全般の保全に関すること。
- (2) 保安教育および訓練に関すること。
- (3) 日常巡視、点検および測定・記録に関すること。
- (4) 事故の修理および調査に関すること。
- (5) 電気設備関係の運転操作および記録に関すること。
- (6) 保安用器材の整備に関すること。
- (7) 関係文書等の保存および整備に関すること。

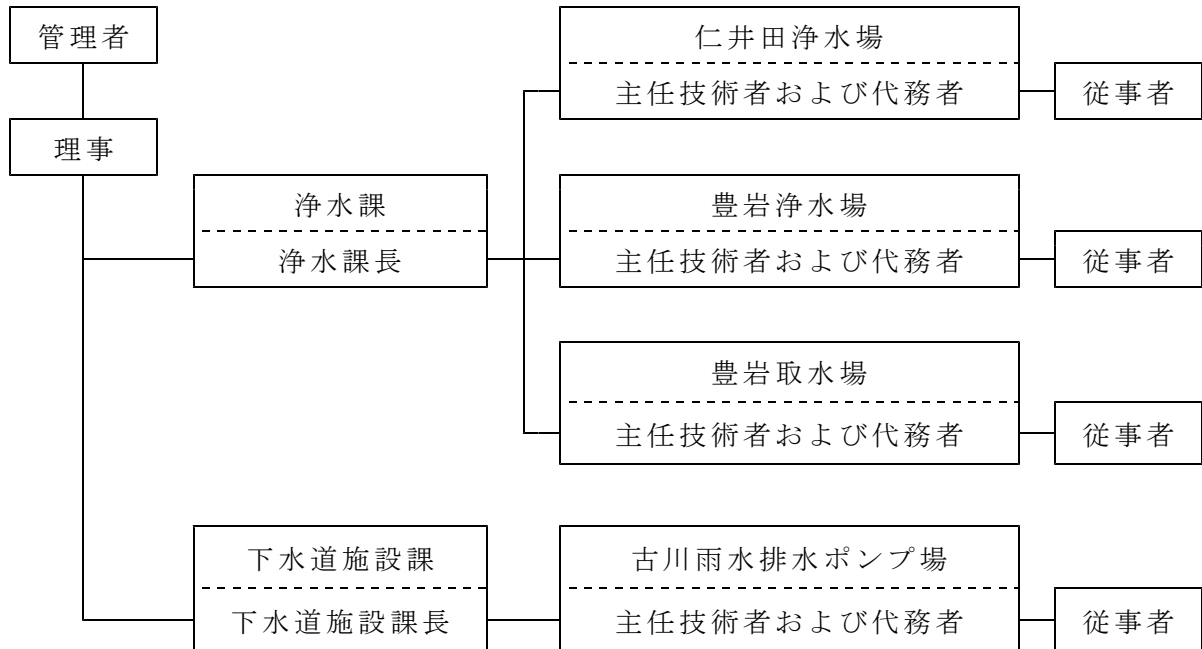
別表第1中

豊岩浄水場	秋田市豊岩豊巻字上野164番地	」を に 」
豊岩浄水場	秋田市豊岩豊巻字上野164番地	
豊岩取水場	秋田市豊岩豊巻字下川原88番地	
古川雨水排水ポンプ場	秋田市仁井田字新中島808番地の5	

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 保安業務組織図（第4条関係）



(注) ——— は、指揮命令系統および連絡系統を示す。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。